

重要事項説明書

ミツウロコガスプランの供給条件



ミツウロコヴェッセル

I. ミツウロコガスプランの供給条件における重要事項

1. 需給契約のお申込み

- (1) お客さまが新たにガスの需給契約の取次を希望される場合は、あらかじめ株式会社ミツウロコヴェッセル（以下、「MV」といいます）が定める「ミツウロコガス需給約款」および「主契約料金表」を承諾のうえ、MV 指定の申込書またはインターネットの当社ウェブサイトにてお申込みをいただきます。ただし、軽易なものについては、口頭、電話等によるお申込みを受け付けることがあります。
- (2) お客さまは、ガスの需給契約のお申込みについて、次の事項を承諾のうえ、お申込みをしていただきます。なお、MV が必要とする場合は、お客さまに承諾書等を提出していただくことがあります。
 - ・お客さまの需要場所を供給区域とする一般ガス導管事業者（以下「当該一般ガス導管事業者」といいます）が定める託送供給約款（以下「託送約款等」といいます。）に定める需要家等に関する事項を遵守すること
 - ・ガス小売事業者であるミツウロコグリーンエネルギー株式会社（以下「ミツウロコグリーンエネルギー」）が法令に基づき実施した消費機器調査の結果等について、当該一般ガス導管事業者へ調査後遅滞なく提供すること
 - ・法令に定める直近のガス機器調査の結果等、需給契約の締結に必要な事項について、当該一般ガス導管事業者から MV へ提供すること

2. 加入要件、契約の成立、契約期間、解約

- (1) 需給契約は、お客さまからのお申込みを MV が承諾したときに成立いたします。
- (2) 契約期間は、供給開始をした日から、原則としてガス料金適用開始の日以降 1 年間といたします。
- (3) 契約期間満了に先だってお客さままたは MV から別段の意思表示がない場合は、需給契約は、契約期間満了後も同一条件で継続されるものといたします。
- (4) お申込みにともなう不利益事項
 契約先を、他社から MV へ変更するにあたり、下記のような不利益事項が発生する場合がございますのでご注意ください。
 - ・現在のガス需給契約を解約すると、現在お客さまがご契約されている会社の料金プランで再度ご契約することができなくなる可能性があります。
 - ・現在のガス需給契約を解約することにより、現在お客さまがご契約されている会社から、解約違約金等を請求される可能性があります。
 - ・現在のガス需給契約において、ポイント等の特典がある場合には解約にともない当該特典が失効する可能性があります。
 - ・現在のガス需給契約において、附帯サービス等をご契約されている場合には、解約にともない当該附帯サービス等が消滅する可能性があります。
 - ・現在のガス需給契約において、継続利用期間に応じた割引を受けている場合には、解約にともない継続利用期間が消滅する可能性があります。
 - ・現在のガス需給契約を解約することにより、解約までの契約期間中におけるガスの使用量や請求金額等のご利用情報を照会できなくなる可能性があります。

3. 請求金額の計算方法等

- (1) 請求金額等のご案内
 月々の料金、ご使用量、その他お客さまへのご案内事項は、原則として、MV より WEB にてお知らせいたします。
- (2) 料金の計算方法
 別表に定めるミツウロコガス料金単価表の各料金によって、基本料金にガスご使用量に応じて計算する従量料金を加えて計算します。なお、従量料金は原料価格の変動に応じて、原料費調整額を加算あるいは減算して計算します。
 原料費調整額の算定に使用する各月の原料費調整単価は、毎月ミツウロコグリーンエネルギー株式会社のホームページでお知らせいたします。
 - ・料金の算定期間は、原則として、前月の検針日の翌日から、当月の検針日までの期間といたします。なお、検針日とは、託送約款等により、当該一般ガス導管事業者が、払出地点ごとに定例検針を行うことをあらかじめ定めた日といたします。ただし、お客さまがガスの使用を開始（もしくは解約）した場合は使用日数に応じて日割計算いたします。
 - ・ガスご使用量は、当該一般ガス導管事業者が計量した値をもとにします。ただし、計量器の故障等によってガスご使用量等を正しく計量できなかった場合は、お客さまとの協議によって定めます。
- (3) ガス料金の支払義務および支払期日
 支払期日は、検針日の属する月の翌月 21 日を経過した日で、当社の指定する債権譲渡先会社、またはクレジットカード会社が指定する日とします。
 お客さまがガス需給契約を解約した場合の、前回の検針日の翌日から解約日までの料金の支払い期日は、解約日以降で当社、債権譲渡先またはクレジットカード会社が指定する日とします。ただし、お客さまと当社との協議によって他の契約（電気の需給契約を含みます。）の料金と一括して請求する場合の支払期日は、一括して請求する料金のうちその月で最後に支払い義務が発生する料金の支払い義務発生日またはお客さまと当社との協議によって定めた毎月一定の日の翌日から起算して 30 日目といたします。
 なお、この場合の電気料金の支払期日は、一括して請求する料金のうちその月で最後に支払い義務が発生する料金の支払義務発生日の翌日から起算して 30 日目といたします。
- (4) ガス料金の支払方法
 ・ガス料金は、口座振替、銀行振込、コンビニ支払、クレジットカード払い、の 4 種類の方法からご選択いただきます。
 ・新たに口座振替もしくはクレジットカードでのお支払いを希望された場合、手続きが完了するまでは振込でのお支払いとなります。
 ・口座振替、銀行振込、コンビニ支払の場合は、当社が指定した回収代行会社を通じて支払っていただきます。
 ・銀行振込、コンビニ支払の場合、当社が指定した様式による当社が指定した金融機関等を通じた払い込みにより支払っていただきます。
 なお、払い込みによる支払をされる場合に要する費用はお客さまに負担していただきます。
- (5) 各種手数料
 請求書の郵送を希望する場合、110 円（税込）/ 月の手数料を申し受けます。

4. 供給ガスの熱量、圧力、燃焼性

ガス小売事業者であるミツウロコグリーンエネルギーは類別 13A のガスを供給いたしますので、13A とされているガス機器が適合いたします。

- (1) 熱量 最低熱量：44 メガジュール 標準熱量：45 メガジュール
- (2) 圧力 最高圧力：2.5 キロパスカル 最低圧力：1.0 キロパスカル
- (3) 燃焼性 供給ガスの属するガスグループ：13A
最高燃焼速度：47 最低燃焼速度：35
最高ウォッペ指数：57.8 最低ウォッペ指数：52.7

5. MV からの申し出による需給契約の解約

- (1) お客様が、次のいずれかに該当する場合には、需給契約を解約することがあります。
 - ・ガス料金を支払期日を経過してなお支払われない場合
 - ・MV との他の契約（既に消滅しているものを含みます。）の料金を支払期日を経過してなお支払われない場合
 - ・MV が定める〔ミツウロコガス需給約款〕および〔主契約料金表〕の供給条件によって支払いを要することとなった料金以外の債務（延滞利息、その他〔ミツウロコガス需給約款〕から生ずる金銭債務をいいます）を支払われない場合
- (2) お客様が次のいずれかに該当し、MV またはミツウロコグリーンエネルギーがその旨を警告しても改めていただけない場合には、需給契約を解約することがあります。
 - ・お客様の責めとなる理由により保安上の危険がある場合
 - ・MV が定める〔ミツウロコガス需給約款〕および〔主契約料金表〕の内容に反した場合
- (3) 需給契約を解約させていただく場合には、あらかじめ解約日をお伝えいたします。
- (4) (1) (2) により、MV が需給契約を解約する場合は、解約日に需給を終了させるための適当な処置（メーターガス栓の閉栓その他ガスの供給を遮断すること等をいいます）を行います。

6. 需給契約消滅後の関係

お客様は、当該一般ガス導管事業者が、需給契約の消滅後、ガスメーター等、当該一般ガス導管事業者所有の供給施設を、設置場所のお客様の承諾を得て、引き続き置かせていただくことがあることについて、承諾するものといたします。

7. 需要場所への立入りによる業務の実施

お客様は、MV、ミツウロコグリーンエネルギー（委託先を含む）または当該一般ガス導管事業者が、次の業務を実施するため、お客様の土地または建物に立ち入らせていただくことがあることについて、承諾するものといたします。なお、お客様の求めに応じ、係員は、所定の証明書を提示いたします。

- (1) 開栓および閉栓のための作業
- (2) 法令にもとづく周知および調査のための業務
- (3) 需給契約の成立、変更もしくは終了等に必要業務
- (4) 当該一般ガス導管事業者が実施する託送約款等に定める業務

8. 保安に対するお客様の協力

お客様は、次の事項を承諾するものといたします。

- (1) お客様は、ガス漏れを感知したときは、ただちにメーターガス栓およびその他のガス栓を閉止して、当該一般ガス導管事業者へ通知していただきます。この場合には、当該一般ガス導管事業者は、ただちに適当な処置をとります。
- (2) ガスの供給または使用が中断された場合、MV、ミツウロコグリーンエネルギーまたは当該一般ガス導管事業者がお知らせする方法により、中断解除のために、お客様にマイコンメーターの復帰操作をしていただくことがあります。供給または使用の状態が復旧しないときは、お客様は、(1) の場合に準じて当該一般ガス導管事業者へ通知していただきます。
- (3) お客様は、10（供給施設等の保安責任（3））のお知らせを受けたときは、ガス事業法令に定める技術上の基準に適合するよう改修し、または使用を中止する等所要の処置をとっていただきます。
- (4) MV、ミツウロコグリーンエネルギーまたは当該一般ガス導管事業者は、保安上必要と認める場合には、お客様の構内または建物内に設置した供給施設またはガス機器について、お客様に、修理、改造、移転もしくは特別の施設の設置を求め、または使用をお断りすることがあります。
- (5) お客様が供給施設を変更し、または供給施設もしくはガスの熱量等に影響を及ぼす施設を設置する場合、MV またはミツウロコグリーンエネルギーを通じて、当該一般ガス導管事業者の承諾を得ていただきます。
- (6) お客様は、当該一般ガス導管事業者が設置したガスメーター等については、検針および検査、取替等維持管理が常に容易な状態に保持していただきます。
- (7) 当該一般ガス導管事業者は、必要に応じてお客様の敷地内の供給施設の管理等について、お客様に協議を求めることがあります。

9. 供給の制限等

- (1) MV、ミツウロコグリーンエネルギーまたは当該一般ガス導管事業者は、次の場合には、ガスの供給を制限、停止もしくは中止させていただくことがあります。
 - ・託送約款等に定める託送供給の制限、停止もしくは中止の事由に該当する場合（当該一般ガス導管事業者が託送約款等に定める業務を実施するための需要場所への立入り等お客様が正当な理由なく拒む場合等）
 - ・災害等その他の不可抗力が生じた場合
 - ・ガス工作物に故障が生じた場合
 - ・ガス工作物の点検、修理、取替、その他工事施工のため必要がある場合
 - ・法令の規定による場合
 - ・ガス漏れによる事故の発生のおそれがあると認めた場合
 - ・ガスの不完全燃焼による事故の発生のおそれがあると認めた場合
 - ・その他保安上必要がある場合
- (2) (1) の場合には、MV、ミツウロコグリーンエネルギーまたは当該一般ガス導管事業者は、あらかじめその旨を広告その他適切な方法によってお客様にお知らせすることがあります。

10. 供給施設等の保安責任

お客さまは、供給施設等の保安責任について、次の事項を承諾するものといたします。

- (1) 内管およびガス栓等、託送約款等に定めるところによりお客さまの資産となるお客さま等が所有または占有する土地と道路との境界よりガス栓までの供給施設については、お客さまの責任において管理していただきます。
- (2) 当該一般ガス導管事業者は、ガス事業法令の定めるところにより、(1)の供給施設について、検査および緊急時の応急の措置等の保安責任を負います。なお、当該一般ガス導管事業者の責めとなる理由以外によりお客さまが損害を受けられたときは、当該一般ガス導管事業者は、賠償の責任を負いません。
- (3) 当該一般ガス導管事業者は、ガス事業法令の定めるところにより、内管およびガス栓並びに昇圧供給装置について、お客さまの承諾を得て検査します。なお、当該一般ガス導管事業者は、その検査結果を、すみやかにお知らせします。
- (4) 当該一般ガス導管事業者の責めとならない理由によりお客さまが損害を受けた時は、当該一般ガス導管事業者はその責めを負いません。

11. 周知および調査業務

- (1) ミツウロコグリーンエネルギーは、お客さまに対し、ガスの使用にともなう危険の発生を防止するため、ガス事業法令の定めるところにより、報道機関、印刷物、電子メールの送信等を通じてお客さまの閲覧に供する方法等により、必要な事項をお知らせいたします。
- (2) ミツウロコグリーンエネルギーはガス事業法令の定めるところにより、屋内に設置された不完全燃焼防止の付いていないふろがま、湯沸かし器等のガス機器について、お客さまの承諾を得て、ガス事業法令で定める技術上の基準に適合しているかどうかを調査いたします。その調査の結果、これらのガス機器がガス事業法令で定める技術上の基準に適合していない場合には、お客さまは調査の結果をミツウロコグリーンエネルギーが当該一般ガス導管事業者に通知することについて、承諾するものといたします。
- (3) ミツウロコグリーンエネルギーは、(2)の通知に係るガス機器について、ガス事業法令で定めるところにより、再び調査いたします。

12. お客さまの責任

お客さまは、次の事項を承諾するものといたします。

- (1) お客さまは、圧縮ガス等を併用する場合など、当該ガスが逆流するおそれがある場合には、当該一般ガス導管事業者の指定する場所に当該一般ガス導管事業者が認めた安全装置を設置していただきます。この場合、安全装置はお客さまの所有とし、その設置に要する費用（設計見積金額に消費税等相当額を加えたもの）とお客さまに負担していただきます。
- (2) お客さまは、昇圧供給装置を使用する場合には、託送約款等に定める条件を満たすものにガスを昇圧して供給することのみに使用していただきます。
- (3) お客さまは、ガス事業法第62条にもとづき、所有および占有するガス工作物に関して、次の事項について遵守していただきます。
 - ・お客さまは、当該一般ガス導管事業者の保安業務に協力するよう努めなければならないこと
 - ・仮に技術基準不適合により改修等の命令が経済産業大臣から発出された場合には、お客さまは、保安業務に協力しなければならないこと
 - ・改修等の命令が発出されたにもかかわらず、そのお客さまが保安業務に協力しない場合であって、そのガス工作物が公共の安全の確保上特に重要なものであるときには、経済産業大臣が当該所有者および占有者に協力するよう勧告できること

13. 供給施設等の検査

お客さまは、供給施設等の検査について、次の事項を承諾するものといたします。

- (1) お客さまは、MV またはミツウロコグリーンエネルギーを通じて、当該一般ガス導管事業者にガスメーター等の計量の検査を請求することができます。この場合、検査料はお客さまの負担といたします。ただし、検査の結果、ガスメーターの誤差が計量法で定める使用公差をこえている場合には、検査料は当該一般ガス導管事業者が負担します。
- (2) お客さまは、内管、昇圧供給装置、ガス栓、お客さまのために設置されるガス遮断装置または整圧器等が法令等に定める基準に適合しているかについての検査を当該一般ガス導管事業者に請求することができます。この場合、検査の結果が法令等に定める基準に適合しているかどうかにかかわらず、検査料はお客さまの負担といたします。

14. ガス事故の報告

お客さまは、消費段階における事故が発生し、当該一般ガス導管事業者が緊急対応した場合には、当該一般ガス導管事業者が事故現場で把握した情報をミツウロコグリーンエネルギーに提供することについて、承諾するものといたします。

15. 供給方法および工事

当該一般ガス導管事業者が維持および運用する供給設備を介してお客さまがガスの供給を受ける場合の供給の方法および工事については、託送約款等に定めるところによるものといたします。

16. 工事費負担金等相当額の申受け等

ミツウロコグリーンエネルギーは、当該一般ガス導管事業者からお客さまへのガスの供給に係る工事等に係る工事費負担金、費用の実費または実費相当額の請求を受けた場合、MV を通じて請求を受けた金額に相当する金額を、原則として、当該一般ガス導管事業者の工事着手前に申し受けます。

17. 信用情報の共有

MV は、ガスの申込等に関する情報を共同で利用することがあります。*1

- (1) 共同利用するものの範囲
 - ・ガス小売事業者 *2
 - ・一般ガス導管事業者 *3
- (2) 共同利用の目的
 - ・託送供給契約の締結または解約のため
 - ・小売供給契約の廃止取次 *4 および供給者切替の伴う消費機器等の保安に関する情報の提供のため
 - ・供給地点に関する情報の確認のため

- ・ガス使用量の検針、設備の保守・点検・交換、ガス漏れ等の緊急時対応その他託送供給契約に基づく一般ガス導管事業者の業務遂行のため
- ・消費機器調査の結果の通知のため*5
- ・支払期日を過ぎてなおお支払いいただけない場合

(3) 共同利用する情報項目

- ・基本情報：氏名、住所、電話番号および小売供給契約の契約番号
- ・供給地点に関する情報：供給地点特定番号、計器情報、負荷計測器有無、検針情報、供給圧力、託送契約異動情報、建物情報
- ・供給地点に関する消費機器の保安に関する情報：ガス事業法*6 第 159 条第 4 項に規定する通知に関する情報

(4) 共同利用の管理責任者

- ・基本情報：小売供給契約を締結しているガス小売事業者（ただし、最終保障供給を受けている需要者に関する基本情報については、供給地点を供給区域とする一般ガス導管事業者）
- ・供給地点に関する情報：供給地点を供給区域とする一般ガス導管事業者（一般ガス導管事業者が行う特定ガス導管事業の供給地点を含む）
- ・供給地点に関する消費機器等の保安に関する情報：小売供給契約を締結しているガス小売事業者（ただし、最終保障供給を受けている需要者に関する情報については、供給地点を供給区域とする一般ガス導管事業者）

- *1 MV は、共同利用の目的のために情報項目ごとに必要な範囲の事業者を限定してお客さまの個人情報を利用するものであり、必ずしも全てのガス小売事業者および一般ガス導管事業者との間でお客さまの個人情報を共同利用するものではありません。
- *2 ガス小売事業者とは、ガス事業法*6 第 6 条第 1 項に規定する登録拒否事由に該当せず、ガス小売事業者として経済産業大臣の登録を受けた事業者（電気事業法等の一部を改正する等の法律（平成 27 年 6 月 24 日法律第 47 号）の附則により、ガス小売事業者の登録を受けたとみなされた事業者を含みます）をいいます。（事業者の名称、所在地等につきましては、日本ガス協会のホームページをご参照ください）
- *3 一般ガス導管事業者とは、ガス事業法*6 第 35 条の許可を受けた事業者（電気事業法等の一部を改正する等の法律（平成 27 年 6 月 24 日法律第 47 号）の附則により、一般ガス導管事業者の許可を受けたとみなされた事業者を含みます）をいいます。（事業者の名称、所在地等につきましては、日本ガス協会のホームページをご参照ください）
- *4 「小売供給契約の廃止取次」とは、お客さまから新たに小売供給契約の申込みを受けた事業者が、お客さまを代行して、既存事業者に対して小売供給契約の解約の申込みを行なうことをいいます。
- *5 ガス事業法第 159 条第 4 項の規定により、ガス小売事業者は、そのガス小売事業の用に供するためのガスに係る託送供給を行なう一般ガス導管事業者に対し、消費機器調査の結果を通知します。
- *6 ガス事業法とは、電気事業法等の一部を改正する等の法律（平成 27 年 6 月 24 日法律第 47 号）第 5 条による改正後のガス事業法（昭和 29 年 3 月 31 日法律第 51 号）をいいます。

18. その他

- ・上記に記載のない事項の取扱いは、MV が定める「ミツウロコガス需給約款」および「主契約料金表」の供給条件によります。
- ・MV は、「ミツウロコガス需給約款」および「主契約料金表」の料金プランの供給条件の内容を変更することがあります。その場合、一定期間当社のホームページに掲載することで、お知らせするものとし、関係法令等においては許容される限りにおいて、お客さまへの変更に関する書面の交付は省略するものといたします。
- ・「ミツウロコガス需給約款」および「主契約料金表」の料金プランの供給条件の内容は、MV のホームページで確認することができます。
- ・MV またはお客さまが需給契約内容を変更または更新する場合、原則として、書面の交付、インターネット上での開示または電子メールの送信その他当社が適当と判断した方法により行い、変更または更新後の需給契約内容のみをお知らせいたします。なお、変更とならないその他の事項については、お知らせを省略する場合があります。

19. 各種手続き、お問い合わせ

契約のお手続き、解約、その他ご不明・お困りの点、お問い合わせは、各種お手続き・お問い合わせ先までご連絡ください。なお、ガス小売事業者の変更にもとない需給契約を解約する場合は、当該一般ガス導管事業者への託送契約のお申込みが必要となるためお早めにお申込みください。

20. 上記以外のプランごとの重要事項

◆東京床暖プラン（東京ガス供給エリア）

(1) 加入要件

家庭用ガス温水床暖房機器をご使用していること。

(2) 精 算

当該プランを適用されるお客さまが、家庭用ガス温水床暖房機器をご使用されずにガスを使用された場合、MV は、条件を満たさなくなった時点までさかのぼって、東京標準プラン（主契約料金表）にもとづき料金として算定される金額と既に申し受けた料金との差額を申し受けることがあります。

(3) その他

I. 18 に加えて、家庭用ガス温水床暖房機器を取り外される場合は、MV に申し出ていただきます。

◆まる得ガス暖プラン S（東邦ガス供給エリア）

(1) 加入要件

風呂、給湯に高効率給湯器または温水機器を使用し、あわせて調理機器及び暖房機器を使用されること。

(2) 精 算

当該プランを適用されるお客さまが、高効率給湯器、温水機器、調理機器、暖房機器をご使用されずにガスを使用された場合、MV は、条件を満たさなくなった時点までさかのぼって、まる得プラン S（主契約料金表）にもとづき料金として算定される金額と既に申し受けた料金との差額を申し受けることがあります。

Ⅱ. でんき・ガスセット割の供給条件における重要事項

・東京標準プラン、東京標準プラン・ビジネス、東京床暖プラン、まる得プラン S、まる得プラン・ビジネス S、まる得ガス暖プラン S、関西標準プラン S、の適用を受け、かつ MV が指定する電気のプラン（MV のホームページでお知らせします。）を同一の需要場所において締結し、電気料金とガス料金を一括して請求できるお客様に適用し、請求金額から毎月 110 円（税込）を割引いたします。ただし、電気またはガスのご使用が廃止された時点でこの供給条件も終了となります。

◆ ご契約内容やお手続きに関するお問い合わせ

ミツウロコヴェッセル受付センター

電話番号：0120-504-495 受付時間：9：00～17：00
（土・日・祝・年末年始を除く）

●お客さまの個人情報は、ガス事業をはじめとするMVの定款記載の事業において、契約の締結・履行、アフターサービス、設備等の保守・保全、アンケートの実施、商品・サービスの改善・開発、商品・サービスに関する広告・宣伝物の送付・勧誘・販売、関係法令により必要とされている業務その他これらに付随する業務を行うために必要な範囲内で利用させていただきます。（個人情報の利用目的は、MVのホームページでもご案内しておりますので、そちらもあわせてご確認ください。）

●クーリング・オフに関する事項本契約が、当社、または当社の代理店等による勧誘および訪問販売による場合、お客さまはクーリング・オフの適用を受けることができます。詳細は申込書裏面記載のとおりとします。

【販売事業者】

会 社 名：株式会社ミツウロコヴェッセル

本社所在地：〒104-0031

東京都中央区京橋三丁目1番1号

電話番号：03-3275-6316 受付時間：9：00～17：00
（土・日・祝・年末年始を除く）

【ガス小売事業者】

会 社 名：ミツウロコグリーンエネルギー株式会社

本社所在地：〒103-0027

東京都中央区日本橋二丁目11番2号

ガス小売事業者登録番号：A0080

電話番号：0120-326-230 受付時間：9：00～17：00
（土・日・祝・年末年始を除く）

(別 表)

ミツウロコガス料金単価表

◆東京ガス供給エリア

(1) 東京標準プラン

(消費税込)

ガス料金表	1ヶ月のガスご使用量	基本料金(円/月)	従量料金(円/m³)
A 表	0m³から20m³まで	734.71	140.66
B 表	20m³をこえ80m³まで	1,022.20	126.28
C 表	80m³をこえ200m³まで	1,192.57	124.15
D 表	200m³をこえ500m³まで	1,831.45	120.96
E 表	500m³をこえ800m³まで	6,090.65	112.44
F 表	800m³をこえる場合	12,053.53	104.98

(2) 東京床暖プラン

(消費税込)

ガス料金表		1ヶ月のガスご使用量	基本料金(円/月)	従量料金(円/m³)
冬 期	A 表	0m³から20m³まで	759.00	145.10
	B 表	20m³をこえ80m³まで	1,265.00	119.80
	C 表	80m³をこえ200m³まで	2,145.00	108.80
その他期	A 表	0m³から20m³まで	759.00	145.10
	B 表	20m³をこえ80m³まで	1,056.00	130.25
	C 表	80m³をこえ200m³まで	1,232.00	128.05
	D 表	200m³をこえ500m³まで	1,892.00	124.75
	E 表	500m³をこえ800m³まで	6,292.00	115.95
	F 表	800m³をこえる場合	12,452.00	108.25

* 料金算定期間の終期が5月1日から11月30日に属する場合は「その他期」の料金表を、12月1日から翌年の4月30日に属する場合は「冬期」の料金表を、それぞれ適用いたします。

■ 割引種別の各適用条件および割引率（東京床暖プランに適用）

割引種別	適 用 条 件	割 引 率
エコ給割	床暖房と高効率給湯器をご使用の場合	3%
浴暖割	床暖房と浴室乾燥暖房機をご使用の場合	3%
ダブル割	床暖房と高効率給湯器と浴室乾燥暖房機をご使用の場合	6%

* 割引種別は、各適用条件を満たし、お客さまからのお申し込みにもとづき適用いたします。

◆東邦ガス供給エリア

(1) まる得プランS (消費税込)

ガス料金表	1ヶ月のガスご使用量	基本料金(円/月)	従量料金(円/m³)
A 表	0m³から20m³まで	736.23	204.20
B 表	20m³をこえ50m³まで	1,541.21	163.95
C 表	50m³をこえ100m³まで	1,778.33	159.21
D 表	100m³をこえ250m³まで	2,015.43	156.84
E 表	250m³をこえ500m³まで	2,568.69	154.62
F 表	500m³をこえる場合	6,895.97	145.97

(2) まる得プラン・ビジネスS (消費税込)

ガス料金表	1ヶ月のガスご使用量	基本料金(円/月)	従量料金(円/m³)
A 表	0m³から20m³まで	736.23	204.20
B 表	20m³をこえ50m³まで	1,541.21	163.95
C 表	50m³をこえ100m³まで	1,778.33	159.21
D 表	100m³をこえ250m³まで	2,015.43	156.84
E 表	250m³をこえ500m³まで	2,568.69	154.62
F 表	500m³をこえる場合	6,895.97	145.97

(3) まる得ガス暖プランS (消費税込)

ガス料金表		1ヶ月のガスご使用量	基本料金(円/月)	従量料金(円/m³)
暖房期	A 表	0m³から20m³まで	938.96	166.78
	B 表	20m³をこえ50m³まで	1,200.37	153.71
	C 表	50m³をこえ70m³まで	1,200.37	153.71
	D 表	70m³をこえる場合	2,902.24	129.39
暖房期を除く期間	A 表	0m³から20m³まで	736.23	198.37
	B 表	20m³をこえ50m³まで	1,511.58	159.61
	C 表	50m³をこえ70m³まで	1,738.81	155.06
	D 表	70m³をこえ100m³まで	1,738.81	155.06
	E 表	100m³をこえ250m³まで	1,956.16	152.89
	F 表	250m³をこえ500m³まで	2,499.54	150.71
	G 表	500m³をこえる場合	6,698.38	142.31

* 料金算定期間の終期が5月1日から11月30日に属する場合は「暖房期を除く期間」の料金表を、12月1日から翌年の4月30日に属する場合は「暖房期」の料金表を、それぞれ適用いたします。

◆大阪ガス供給エリア

関西標準プランS (消費税込)

ガス料金表	1ヶ月のガスご使用量	基本料金(円/月)	従量料金(円/m³)
A 表	0m³から20m³まで	736.23	169.56
B 表	20m³をこえ50m³まで	1,323.86	140.18
C 表	50m³をこえ100m³まで	1,586.66	134.92
D 表	100m³をこえ200m³まで	2,012.47	130.66
E 表	200m³をこえ350m³まで	3,401.54	123.72
F 表	350m³をこえ500m³まで	3,719.67	122.82
G 表	500m³をこえ1000m³まで	6,772.48	116.71
H 表	1000m³をこえる場合	7,088.63	116.40

重 要 事 項 説 明 書

ミツウロコガスプランの供給条件

 ミツウロコヴェッセル中部

I. ミツウロコガスプランの供給条件における重要事項

1. 需給契約のお申込み

- (1) お客さまが新たにガスの需給契約の取次を希望される場合は、あらかじめ株式会社ミツウロコヴェッセル中部（以下、「MV 中部」といいます）が定める「ミツウロコガス需給約款」および「主契約料金表」を承諾のうえ、MV 中部指定の申込書またはインターネットの当社ウェブサイトにてお申込みをいただきます。ただし、軽易なものについては、口頭、電話等によるお申込みを受け付けることがあります。
- (2) お客さまは、ガスの需給契約のお申込みについて、次の事項を承諾のうえ、お申込みをしていただきます。なお、MV 中部が必要とする場合は、お客さまに承諾書等を提出していただくことがあります。
 - ・お客さまの需要場所を供給区域とする一般ガス導管事業者（以下「当該一般ガス導管事業者」といいます）が定める託送供給約款（以下「託送約款等」といいます。）に定める需要家等に関する事項を遵守すること
 - ・ガス小売事業者であるミツウロコグリーンエネルギー株式会社（以下「ミツウロコグリーンエネルギー」）が法令に基づき実施した消費機器調査の結果等について、当該一般ガス導管事業者へ調査後遅滞なく提供すること
 - ・法令に定める直近のガス機器調査の結果等、需給契約の締結に必要な事項について、当該一般ガス導管事業者から MV 中部へ提供すること

2. 加入要件、契約の成立、契約期間、解約

- (1) 需給契約は、お客さまからのお申込みを MV 中部が承諾したときに成立いたします。
- (2) 契約期間は、供給開始をした日から、原則としてガス料金適用開始の日以降 1 年間といたします。
- (3) 契約期間満了に先だってお客さままたは MV 中部から別段の意思表示がない場合は、需給契約は、契約期間満了後も同一条件で継続されるものといたします。
- (4) お申込みにともなう不利益事項
 契約先を、他社から MV 中部へ変更するにあたり、下記のような不利益事項が発生する場合がございますのでご注意ください。
 - ・現在のガス需給契約を解約すると、現在お客さまがご契約されている会社の料金プランで再度ご契約することができなくなる可能性があります。
 - ・現在のガス需給契約を解約することにより、現在お客さまがご契約されている会社から、解約違約金等を請求される可能性があります。
 - ・現在のガス需給契約において、ポイント等の特典がある場合には解約にともない当該特典が失効する可能性があります。
 - ・現在のガス需給契約において、附帯サービス等をご契約されている場合には、解約にともない当該附帯サービス等が消滅する可能性があります。
 - ・現在のガス需給契約において、継続利用期間に応じた割引を受けている場合には、解約にともない継続利用期間が消滅する可能性があります。
 - ・現在のガス需給契約を解約することにより、解約までの契約期間中におけるガスの使用量や請求金額等のご利用情報を照会できなくなる可能性があります。

3. 請求金額の計算方法等

- (1) 請求金額等のご案内
 月々の料金、ご使用量、その他お客さまへのご案内事項は、原則として、MV 中部より WEB にてお知らせいたします。
- (2) 料金の計算方法
 別表に定めるミツウロコガス料金単価表の各料金によって、基本料金にガスご使用量に応じて計算する従量料金を加えて計算します。なお、従量料金は原料価格の変動に応じて、原料費調整額を加算あるいは減算して計算します。
 原料費調整額の算定に使用する各月の原料費調整単価は、毎月ミツウロコグリーンエネルギー株式会社のホームページでお知らせいたします。
 - ・料金の算定期間は、原則として、前月の検針日の翌日から、当月の検針日までの期間といたします。なお、検針日とは、託送約款等により、当該一般ガス導管事業者が、払出地点ごとに定例検針を行うことをあらかじめ定めた日といたします。ただし、お客さまがガスの使用を開始（もしくは解約）した場合は使用日数に応じて日割計算いたします。
 - ・ガスご使用量は、当該一般ガス導管事業者が計量した値をもとにします。ただし、計量器の故障等によってガスご使用量等を正しく計量できなかった場合は、お客さまとの協議によって定めます。
- (3) ガス料金の支払義務および支払期日
 支払期日は、検針日の属する月の翌月 21 日を経過した日で、当社の指定する債権譲渡先会社、またはクレジットカード会社が指定する日とします。
 お客さまがガス需給契約を解約した場合の、前回の検針日の翌日から解約日までの料金の支払い期日は、解約日以降で当社、債権譲渡先またはクレジットカード会社が指定する日とします。ただし、お客さまと当社との協議によって他の契約（電気の需給契約を含みます。）の料金と一括して請求する場合の支払期日は、一括して請求する料金のうちその月で最後に支払い義務が発生する料金の支払い義務発生日またはお客さまと当社との協議によって定めた毎月一定の日の翌日から起算して 30 日目といたします。
 なお、この場合の電気料金の支払期日は、一括して請求する料金のうちその月で最後に支払い義務が発生する料金の支払義務発生日の翌日から起算して 30 日目といたします。
- (4) ガス料金の支払方法
 ・ガス料金は、口座振替、銀行振込、コンビニ支払、クレジットカード払い、の 4 種類の方法からご選択いただきます。
 ・新たに口座振替もしくはクレジットカードでのお支払いを希望された場合、手続きが完了するまでは振込でのお支払いとなります。
 ・口座振替、銀行振込、コンビニ支払の場合は、当社が指定した回収代行会社を通じて支払っていただきます。
 ・銀行振込、コンビニ支払の場合、当社が指定した様式による当社が指定した金融機関等を通じた払い込みにより支払っていただきます。
 なお、払い込みによる支払をされる場合に要する費用はお客さまに負担していただきます。
- (5) 各種手数料
 請求書の郵送を希望する場合、110 円（税込）/ 月の手数料を申し受けます。

4. 供給ガスの熱量、圧力、燃焼性

ガス小売事業者であるミツウロコグリーンエネルギーは類別 13A のガスを供給いたしますので、13A とされているガス機器が適合いたします。

- (1) 熱量 最低熱量：44 メガジュール 標準熱量：45 メガジュール
- (2) 圧力 最高圧力：2.5 キロパスカル 最低圧力：1.0 キロパスカル
- (3) 燃焼性 供給ガスの属するガスグループ：13A
最高燃焼速度：47 最低燃焼速度：35
最高ウォッペ指数：57.8 最低ウォッペ指数：52.7

5. MV 中部からの申し出による需給契約の解約

- (1) お客さまが、次のいずれかに該当する場合には、需給契約を解約することがあります。
 - ・ガス料金を支払期日を経過してなお支払われない場合
 - ・MV 中部と他の契約（既に消滅しているものを含みます。）の料金を支払期日を経過してなお支払われない場合
 - ・MV 中部が定める「ミツウロコガス需給約款」および「主契約料金表」の供給条件によって支払いを要することとなった料金以外の債務（延滞利息、その他「ミツウロコガス需給約款」から生ずる金銭債務をいいます）を支払われない場合
- (2) お客さまが次のいずれかに該当し、MV 中部またはミツウロコグリーンエネルギーがその旨を警告しても改めていただけない場合には、需給契約を解約することがあります。
 - ・お客さまの責めとなる理由により保安上の危険がある場合
 - ・MV 中部が定める「ミツウロコガス需給約款」および「主契約料金表」の内容に反した場合
- (3) 需給契約を解約させていただく場合には、あらかじめ解約日をお伝えいたします。
- (4) (1) (2) により、MV 中部が需給契約を解約する場合は、解約日に需給を終了させるための適当な処置（メーターガス栓の閉栓その他ガスの供給を遮断すること等をいいます）を行います。

6. 需給契約消滅後の関係

お客さまは、当該一般ガス導管事業者が、需給契約の消滅後、ガスメーター等、当該一般ガス導管事業者所有の供給施設を、設置場所のお客さまの承諾を得て、引き続き置かせていただくことがあることについて、承諾するものといたします。

7. 需要場所への立入りによる業務の実施

お客さまは、MV 中部、ミツウロコグリーンエネルギー（委託先を含む）または当該一般ガス導管事業者が、次の業務を実施するため、お客さまの土地または建物に立ち入らせていただくことがあることについて、承諾するものといたします。なお、お客さまのお求めに応じ、係員は、所定の証明書を提示いたします。

- (1) 開栓および閉栓のための作業
- (2) 法令にもとづく周知および調査のための業務
- (3) 需給契約の成立、変更もしくは終了等に必要業務
- (4) 当該一般ガス導管事業者が実施する託送約款等に定める業務

8. 保安に対するお客さまの協力

お客さまは、次の事項を承諾するものといたします。

- (1) お客さまは、ガス漏れを感知したときは、ただちにメーターガス栓およびその他のガス栓を閉止して、当該一般ガス導管事業者へ通知していただきます。この場合には、当該一般ガス導管事業者は、ただちに適当な処置をとります。
- (2) ガスの供給または使用が中断された場合、MV 中部、ミツウロコグリーンエネルギーまたは当該一般ガス導管事業者がお知らせする方法により、中断解除のために、お客さまにマイコンメーターの復帰操作をしていただくことがあります。供給または使用の状態が復旧しないときは、お客さまは、(1) の場合に準じて当該一般ガス導管事業者へ通知していただきます。
- (3) お客さまは、10（供給施設等の保安責任（3））のお知らせを受けたときは、ガス事業法令に定める技術上の基準に適合するよう改修し、または使用を中止する等所要の処置をとっていただきます。
- (4) MV 中部、ミツウロコグリーンエネルギーまたは当該一般ガス導管事業者は、保安上必要と認める場合には、お客さまの構内または建物内に設置した供給施設またはガス機器について、お客さまに、修理、改造、移転もしくは特別の施設の設置を求め、または使用をお断りすることがあります。
- (5) お客さまが供給施設を変更し、または供給施設もしくはガスの熱量等に影響を及ぼす施設を設置する場合、MV 中部またはミツウロコグリーンエネルギーを通じて、当該一般ガス導管事業者の承諾を得ていただきます。
- (6) お客さまは、当該一般ガス導管事業者が設置したガスメーター等については、検針および検査、取替等維持管理が常に容易な状態に保持していただきます。
- (7) 当該一般ガス導管事業者は、必要に応じてお客さまの敷地内の供給施設の管理等について、お客さまに協議を求めることがあります。

9. 供給の制限等

- (1) MV 中部、ミツウロコグリーンエネルギーまたは当該一般ガス導管事業者は、次の場合には、ガスの供給を制限、停止もしくは中止させていただくことがあります。
 - ・託送約款等に定める託送供給の制限、停止もしくは中止の事由に該当する場合（当該一般ガス導管事業者が託送約款等に定める業務を実施するための需要場所への立入り等お客さまが正当な理由なく拒む場合等）
 - ・災害等その他の不可抗力が生じた場合
 - ・ガス工作物に故障が生じた場合
 - ・ガス工作物の点検、修理、取替、その他工事施工のため必要がある場合
 - ・法令の規定による場合
 - ・ガス漏れによる事故の発生のおそれがあると認めた場合
 - ・ガスの不完全燃焼による事故の発生のおそれがあると認めた場合
 - ・その他保安上必要がある場合
- (2) (1) の場合には、MV 中部、ミツウロコグリーンエネルギーまたは当該一般ガス導管事業者は、あらかじめその旨を広告その他適切な方法によってお客さまにお知らせすることがあります。

10. 供給施設等の保安責任

お客さまは、供給施設等の保安責任について、次の事項を承諾するものといたします。

- (1) 内管およびガス栓等、託送約款等に定めるところによりお客さまの資産となるお客さま等が所有または占有する土地と道路との境界よりガス栓までの供給施設については、お客さまの責任において管理していただきます。
- (2) 当該一般ガス導管事業者は、ガス事業法令の定めるところにより、(1)の供給施設について、検査および緊急時の応急の措置等の保安責任を負います。なお、当該一般ガス導管事業者の責めとなる理由以外によりお客さまが損害を受けられたときは、当該一般ガス導管事業者は、賠償の責任を負いません。
- (3) 当該一般ガス導管事業者は、ガス事業法令の定めるところにより、内管およびガス栓並びに昇圧供給装置について、お客さまの承諾を得て検査します。なお、当該一般ガス導管事業者は、その検査結果を、すみやかにお知らせします。
- (4) 当該一般ガス導管事業者の責めとならない理由によりお客さまが損害を受けた時は、当該一般ガス導管事業者はその責めを負いません。

11. 周知および調査業務

- (1) ミツウロコグリーンエネルギーは、お客さまに対し、ガスの使用にともなう危険の発生を防止するため、ガス事業法令の定めるところにより、報道機関、印刷物、電子メールの送信等を通じてお客さまの閲覧に供する方法等により、必要な事項をお知らせいたします。
- (2) ミツウロコグリーンエネルギーはガス事業法令の定めるところにより、屋内に設置された不完全燃焼防止の付いていないふろがま、湯沸かし器等のガス機器について、お客さまの承諾を得て、ガス事業法令で定める技術上の基準に適合しているかどうかを調査いたします。その調査の結果、これらのガス機器がガス事業法令で定める技術上の基準に適合していない場合には、お客さまは調査の結果をミツウロコグリーンエネルギーが当該一般ガス導管事業者に通知することについて、承諾するものといたします。
- (3) ミツウロコグリーンエネルギーは、(2)の通知に係るガス機器について、ガス事業法令で定めるところにより、再び調査いたします。

12. お客さまの責任

お客さまは、次の事項を承諾するものといたします。

- (1) お客さまは、圧縮ガス等を併用する場合など、当該ガスが逆流するおそれがある場合には、当該一般ガス導管事業者の指定する場所に当該一般ガス導管事業者が認めた安全装置を設置していただきます。この場合、安全装置はお客さまの所有とし、その設置に要する費用（設計見積金額に消費税等相当額を加えたもの）とお客さまに負担していただきます。
- (2) お客さまは、昇圧供給装置を使用する場合には、託送約款等に定める条件を満たすものにガスを昇圧して供給することのみに使用していただきます。
- (3) お客さまは、ガス事業法第62条にもとづき、所有および占有するガス工作物に関して、次の事項について遵守していただきます。
 - ・お客さまは、当該一般ガス導管事業者の保安業務に協力するよう努めなければならないこと
 - ・仮に技術基準不適合により改修等の命令が経済産業大臣から発出された場合には、お客さまは、保安業務に協力しなければならないこと
 - ・改修等の命令が発出されたにもかかわらず、そのお客さまが保安業務に協力しない場合であって、そのガス工作物が公共の安全の確保上特に重要なものであるときには、経済産業大臣が当該所有者および占有者に協力するよう勧告できること

13. 供給施設等の検査

お客さまは、供給施設等の検査について、次の事項を承諾するものといたします。

- (1) お客さまは、MV 中部またはミツウロコグリーンエネルギーを通じて、当該一般ガス導管事業者にガスメーター等の計量の検査を請求することができます。この場合、検査料はお客さまの負担といたします。ただし、検査の結果、ガスメーターの誤差が計量法で定める使用公差をこえている場合には、検査料は当該一般ガス導管事業者が負担します。
- (2) お客さまは、内管、昇圧供給装置、ガス栓、お客さまのために設置されるガス遮断装置または整圧器等が法令等に定める基準に適合しているかについての検査を当該一般ガス導管事業者に請求することができます。この場合、検査の結果が法令等に定める基準に適合しているかどうかにかかわらず、検査料はお客さまの負担といたします。

14. ガス事故の報告

お客さまは、消費段階における事故が発生し、当該一般ガス導管事業者が緊急対応した場合には、当該一般ガス導管事業者が事故現場で把握した情報をミツウロコグリーンエネルギーに提供することについて、承諾するものといたします。

15. 供給方法および工事

当該一般ガス導管事業者が維持および運用する供給設備を介してお客さまがガスの供給を受ける場合の供給の方法および工事については、託送約款等に定めるところによるものといたします。

16. 工事費負担金等相当額の申受け等

ミツウロコグリーンエネルギーは、当該一般ガス導管事業者からお客さまへのガスの供給に係る工事等に係る工事費負担金、費用の実費または実費相当額の請求を受けた場合、MV 中部を通じて請求を受けた金額に相当する金額を、原則として、当該一般ガス導管事業者の工事着手前に申し受けます。

17. 信用情報の共有

MV 中部は、ガスの申込等に関する情報を共同で利用することがあります。*1

- (1) 共同利用するものの範囲
 - ・ガス小売事業者*2
 - ・一般ガス導管事業者*3
- (2) 共同利用の目的
 - ・託送供給契約の締結または解約のため
 - ・小売供給契約の廃止取次*4 および供給者切替の伴う消費機器等の保安に関する情報の提供のため
 - ・供給地点に関する情報の確認のため

- ・ガス使用量の検針、設備の保守・点検・交換、ガス漏れ等の緊急時対応その他託送供給契約に基づく一般ガス導管事業者の業務遂行のため
- ・消費機器調査の結果の通知のため*5
- ・支払期日を過ぎてなおお支払いいただけない場合

(3) 共同利用する情報項目

- ・基本情報：氏名、住所、電話番号および小売供給契約の契約番号
- ・供給地点に関する情報：供給地点特定番号、計器情報、負荷計測器有無、検針情報、供給圧力、託送契約異動情報、建物情報
- ・供給地点に関する消費機器の保安に関する情報：ガス事業法*6 第 159 条第 4 項に規定する通知に関する情報

(4) 共同利用の管理責任者

- ・基本情報：小売供給契約を締結しているガス小売事業者（ただし、最終保障供給を受けている需要者に関する基本情報については、供給地点を供給区域とする一般ガス導管事業者）
- ・供給地点に関する情報：供給地点を供給区域とする一般ガス導管事業者（一般ガス導管事業者が行う特定ガス導管事業の供給地点を含む）
- ・供給地点に関する消費機器等の保安に関する情報：小売供給契約を締結しているガス小売事業者（ただし、最終保障供給を受けている需要者に関する情報については、供給地点を供給区域とする一般ガス導管事業者）

- *1 MV 中部は、共同利用の目的のために情報項目ごとに必要な範囲の事業者を限定してお客さまの個人情報を利用するものであり、必ずしも全てのガス小売事業者および一般ガス導管事業者の間でお客さまの個人情報を利用するものではありません。
- *2 ガス小売事業者とは、ガス事業法*6 第 6 条第 1 項に規定する登録拒否事由に該当せず、ガス小売事業者として経済産業大臣の登録を受けた事業者（電気事業法等の一部を改正する等の法律（平成 27 年 6 月 24 日法律第 47 号）の附則により、ガス小売事業者の登録を受けたとみなされた事業者を含みます）をいいます。（事業者の名称、所在地等につきましては、日本ガス協会のホームページをご参照ください）
- *3 一般ガス導管事業者とは、ガス事業法*6 第 35 条の許可を受けた事業者（電気事業法等の一部を改正する等の法律（平成 27 年 6 月 24 日法律第 47 号）の附則により、一般ガス導管事業者の許可を受けたとみなされた事業者を含みます）をいいます。（事業者の名称、所在地等につきましては、日本ガス協会のホームページをご参照ください）
- *4 「小売供給契約の廃止取次」とは、お客さまから新たに小売供給契約の申込みを受けた事業者が、お客さまを代行して、既存事業者に対して小売供給契約の解約の申込みを行なうことをいいます。
- *5 ガス事業法第 159 条第 4 項の規定により、ガス小売事業者は、そのガス小売事業の用に供するためのガスに係る託送供給を行なう一般ガス導管事業者に対し、消費機器調査の結果を通知します。
- *6 ガス事業法とは、電気事業法等の一部を改正する等の法律（平成 27 年 6 月 24 日法律第 47 号）第 5 条による改正後のガス事業法（昭和 29 年 3 月 31 日法律第 51 号）をいいます。

18. その他

- ・上記に記載のない事項の取扱いは、MV 中部が定める「ミツウロコガス需給約款」および「主契約料金表」の供給条件によります。
- ・MV 中部は、「ミツウロコガス需給約款」および「主契約料金表」の料金プランの供給条件の内容を変更することがあります。その場合、一定期間当社のホームページに掲載することで、お知らせするものとし、関係法令等においては許容される限りにおいて、お客さまへの変更に関する書面の交付は省略するものといたします。
- ・「ミツウロコガス需給約款」および「主契約料金表」の料金プランの供給条件の内容は、MV 中部のホームページで確認することができます。
- ・MV 中部またはお客さまが需給契約内容を変更または更新する場合、原則として、書面の交付、インターネット上での開示または電子メールの送信その他当社が適当と判断した方法により行い、変更または更新後の需給契約内容のみをお知らせいたします。なお、変更とならないその他の事項については、お知らせを省略する場合があります。

19. 各種手続き、お問い合わせ

契約のお手続き、解約、その他ご不明・お困りの点、お問い合わせは、各種お手続き・お問い合わせ先までご連絡ください。なお、ガス小売事業者の変更にもない需給契約を解約する場合は、当該一般ガス導管事業者への託送契約のお申込みが必要となるためお早めにお申込みください。

20. 上記以外のプランごとの重要事項

◆東京床暖プラン C（東京ガス供給エリア）

(1) 加入要件

家庭用ガス温水床暖房機器をご使用していること。

(2) 精 算

当該プランを適用されるお客さまが、家庭用ガス温水床暖房機器をご使用されずにガスを使用された場合、MV 中部は、条件を満たさなくなった時点までさかのぼって、東京標準プラン C（主契約料金表）にもとづき料金として算定される金額と既に申し受けた料金との差額を申し受けることがあります。

(3) その他

I. 18. に加えて、家庭用ガス温水床暖房機器を取り外される場合は、MV 中部に申し出ていただきます。

◆まる得ガス暖プラン（東邦ガス供給エリア）

(1) 加入要件

風呂、給湯に高効率給湯器または温水機器を使用し、あわせて調理機器及び暖房機器を使用されること。

(2) 精 算

当該プランを適用されるお客さまが、高効率給湯器、温水機器、調理機器、暖房機器をご使用されずにガスを使用された場合、ミツウロコ中部は、条件を満たさなくなった時点までさかのぼって、まる得プラン（主契約料金表）にもとづき料金として算定される金額と既に申し受けた料金との差額を申し受けることがあります。

Ⅱ. でんき・ガスセット割の供給条件における重要事項

・まる得プラン、まる得プラン・ビジネス、まる得ガス暖プラン、東京標準プランC、東京標準プラン・ビジネスC、東京床暖プランC、関西標準プランC、の適用を受け、かつMV中部が指定する電気のプラン（MV中部のホームページでお知らせします。）を同一の需要場所において締結し、電気料金とガス料金を一括して請求できるお客様に適用し、請求金額から毎月110円（税込）を割引いたします。ただし、電気またはガスのご使用が廃止された時点でこの供給条件も終了となります。

◆ ご契約内容やお手続きに関するお問い合わせ

ミツウロコヴェッセル受付センター

電話番号：0120-504-495 受付時間：9：00～17：00

（土・日・祝・年末年始を除く）

●お客さまの個人情報は、ガス事業をはじめとするMV中部の定款記載の事業において、契約の締結・履行、アフターサービス、設備等の保守・保全、アンケートの実施、商品・サービスの改善・開発、商品・サービスに関する広告・宣伝物の送付・勧誘・販売、関係法令により必要とされている業務その他これらに付随する業務を行うために必要な範囲内で利用させていただきます。（個人情報の利用目的は、MV中部のホームページでもご案内しておりますので、そちらもあわせてご確認ください。）

●クーリング・オフに関する事項本契約が、当社、または当社の代理店等による勧誘および訪問販売による場合、お客さまはクーリング・オフの適用を受けることができます。詳細は申込書裏面記載のとおりとします。

【販売事業者】

会 社 名：株式会社ミツウロコヴェッセル中部

本社所在地：〒454-8514

愛知県名古屋市中川区広川町5-1

電話番号：052-361-1271 受付時間：9：00～17：00

（土・日・祝・年末年始を除く）

【ガス小売事業者】

会 社 名：ミツウロコグリーンエネルギー株式会社

本社所在地：〒103-0027

東京都中央区日本橋二丁目11番2号

ガス小売事業者登録番号：A0080

電話番号：0120-326-230 受付時間：9：00～17：00

（土・日・祝・年末年始を除く）

(別 表)

ミツウロコガス料金単価表

◆東邦ガス供給エリア

(1) まる得プラン (消費税込)

ガス料金表	1ヶ月のガスご使用量	基本料金(円/月)	従量料金(円/m³)
A 表	0m³から20m³まで	736.23	204.20
B 表	20m³をこえ50m³まで	1,541.21	163.95
C 表	50m³をこえ100m³まで	1,778.33	159.21
D 表	100m³をこえ250m³まで	2,015.43	156.84
E 表	250m³をこえ500m³まで	2,568.69	154.62
F 表	500m³をこえる場合	6,895.97	145.97

(2) まる得プラン・ビジネス (消費税込)

ガス料金表	1ヶ月のガスご使用量	基本料金(円/月)	従量料金(円/m³)
A 表	0m³から20m³まで	736.23	204.20
B 表	20m³をこえ50m³まで	1,541.21	163.95
C 表	50m³をこえ100m³まで	1,778.33	159.21
D 表	100m³をこえ250m³まで	2,015.43	156.84
E 表	250m³をこえ500m³まで	2,568.69	154.62
F 表	500m³をこえる場合	6,895.97	145.97

(3) まる得ガス暖プラン (消費税込)

ガス料金表		1ヶ月のガスご使用量	基本料金(円/月)	従量料金(円/m³)
暖 房 期	A 表	0m³から20m³まで	938.96	166.78
	B 表	20m³をこえ50m³まで	1,200.37	153.71
	C 表	50m³をこえ70m³まで	1,200.37	153.71
	D 表	70m³をこえる場合	2,902.24	129.39
暖房期を 除く期間	A 表	0m³から20m³まで	736.23	198.37
	B 表	20m³をこえ50m³まで	1,511.58	159.61
	C 表	50m³をこえ70m³まで	1,738.81	155.06
	D 表	70m³をこえ100m³まで	1,738.81	155.06
	E 表	100m³をこえ250m³まで	1,956.16	152.89
	F 表	250m³をこえ500m³まで	2,499.54	150.71
	G 表	500m³をこえる場合	6,698.38	142.31

* 料金算定期間の終期が5月1日から11月30日に属する場合は「暖房期を除く期間」の料金表を、12月1日から翌年の4月30日に属する場合は「暖房期」の料金表を、それぞれ適用いたします。

◆大阪ガス供給エリア

関西標準プランC (消費税込)

ガス料金表	1ヶ月のガスご使用量	基本料金(円/月)	従量料金(円/m³)
A 表	0m³から20m³まで	736.23	169.56
B 表	20m³をこえ50m³まで	1,323.86	140.18
C 表	50m³をこえ100m³まで	1,586.66	134.92
D 表	100m³をこえ200m³まで	2,012.47	130.66
E 表	200m³をこえ350m³まで	3,401.54	123.72
F 表	350m³をこえ500m³まで	3,719.67	122.82
G 表	500m³をこえ1000m³まで	6,772.48	116.71
H 表	1000m³をこえる場合	7,088.63	116.40

◆東京ガス供給エリア

(1) 東京標準プランC

(消費税込)

ガス料金表	1ヶ月のガスご使用量	基本料金(円/月)	従量料金(円/m³)
A 表	0m³から20m³まで	734.71	140.66
B 表	20m³をこえ80m³まで	1,022.20	126.28
C 表	80m³をこえ200m³まで	1,192.57	124.15
D 表	200m³をこえ500m³まで	1,831.45	120.96
E 表	500m³をこえ800m³まで	6,090.65	112.44
F 表	800m³をこえる場合	12,053.53	104.98

(2) 東京床暖プランC

(消費税込)

ガス料金表		1ヶ月のガスご使用量	基本料金(円/月)	従量料金(円/m³)
冬 期	A 表	0m³から20m³まで	759.00	145.10
	B 表	20m³をこえ80m³まで	1,265.00	119.80
	C 表	80m³をこえ200m³まで	2,145.00	108.80
その他期	A 表	0m³から20m³まで	759.00	145.10
	B 表	20m³をこえ80m³まで	1,056.00	130.25
	C 表	80m³をこえ200m³まで	1,232.00	128.05
	D 表	200m³をこえ500m³まで	1,892.00	124.75
	E 表	500m³をこえ800m³まで	6,292.00	115.95
	F 表	800m³をこえる場合	12,452.00	108.25

* 料金算定期間の終期が5月1日から11月30日に属する場合は「その他期」の料金表を、12月1日から翌年の4月30日に属する場合は「冬期」の料金表を、それぞれ適用いたします。

■ 割引種別の各適用条件および割引率（東京床暖プランCに適用）

割引種別	適 用 条 件	割 引 率
エコ給割	床暖房と高効率給湯器をご使用の場合	3%
浴暖割	床暖房と浴室乾燥暖房機をご使用の場合	3%
ダブル割	床暖房と高効率給湯器と浴室乾燥暖房機をご使用の場合	6%

* 割引種別は、各適用条件を満たし、お客さまからのお申し込みにもとづき適用いたします。

重 要 事 項 説 明 書

ミツウロコガスプランの供給条件

 ミツウロコヴェッセル関西

I. ミツウロコガスプランの供給条件における重要事項

1. 需給契約のお申込み

- (1) お客さまが新たにガスの需給契約の取次を希望される場合は、あらかじめ株式会社ミツウロコヴェッセル関西（以下、「MV 関西」といいます）が定める「ミツウロコガス需給約款」および「主契約料金表」を承諾のうえ、MV 関西指定の申込書またはインターネットの当社ウェブサイトにてお申込みをいただきます。ただし、軽易なものについては、口頭、電話等によるお申込みを受け付けることがあります。
- (2) お客さまは、ガスの需給契約のお申込みについて、次の事項を承諾のうえ、お申込みをしていただきます。なお、MV 関西が必要とする場合は、お客さまに承諾書等を提出していただくことがあります。
 - ・お客さまの需要場所を供給区域とする一般ガス導管事業者（以下「当該一般ガス導管事業者」といいます）が定める託送供給約款（以下「託送約款等」といいます。）に定める需要家等に関する事項を遵守すること
 - ・ガス小売事業者であるミツウロコグリーンエネルギー株式会社（以下「ミツウロコグリーンエネルギー」）が法令に基づき実施した消費機器調査の結果等について、当該一般ガス導管事業者へ調査後遅滞なく提供すること
 - ・法令に定める直近のガス機器調査の結果等、需給契約の締結に必要な事項について、当該一般ガス導管事業者から MV 関西へ提供すること

2. 加入要件、契約の成立、契約期間、解約

- (1) 需給契約は、お客さまからのお申込みを MV 関西が承諾したときに成立いたします。
- (2) 契約期間は、供給開始をした日から、原則としてガス料金適用開始の日以降 1 年間といたします。
- (3) 契約期間満了に先だってお客さままたは MV 関西から別段の意思表示がない場合は、需給契約は、契約期間満了後も同一条件で継続されるものといたします。
- (4) お申込みにともなう不利益事項
 契約先を、他社から MV 関西へ変更するにあたり、下記のような不利益事項が発生する場合がございますのでご注意ください。
 - ・現在のガス需給契約を解約すると、現在お客さまがご契約されている会社の料金プランで再度ご契約することができなくなる可能性があります。
 - ・現在のガス需給契約を解約することにより、現在お客さまがご契約されている会社から、解約違約金等を請求される可能性があります。
 - ・現在のガス需給契約において、ポイント等の特典がある場合には解約にともない当該特典が失効する可能性があります。
 - ・現在のガス需給契約において、附帯サービス等をご契約されている場合には、解約にともない当該附帯サービス等が消滅する可能性があります。
 - ・現在のガス需給契約において、継続利用期間に応じた割引を受けている場合には、解約にともない継続利用期間が消滅する可能性があります。
 - ・現在のガス需給契約を解約することにより、解約までの契約期間中におけるガスの使用量や請求金額等のご利用情報を照会できなくなる可能性があります。

3. 請求金額の計算方法等

- (1) 請求金額等のご案内
 月々の料金、ご使用量、その他お客さまへのご案内事項は、原則として、MV 関西より WEB にてお知らせいたします。
- (2) 料金の計算方法
 別表に定めるミツウロコガス料金単価表の各料金によって、基本料金にガスご使用量に応じて計算する従量料金を加えて計算します。なお、従量料金は原料価格の変動に応じて、原料費調整額を加算あるいは減算して計算します。
 原料費調整額の算定に使用する各月の原料費調整単価は、毎月ミツウロコグリーンエネルギー株式会社のホームページでお知らせいたします。
 - ・料金の算定期間は、原則として、前月の検針日の翌日から、当月の検針日までの期間といたします。なお、検針日とは、託送約款等により、当該一般ガス導管事業者が、払出地点ごとに定例検針を行うことをあらかじめ定めた日といたします。ただし、お客さまがガスの使用を開始（もしくは解約）した場合は使用日数に応じて日割計算いたします。
 - ・ガスご使用量は、当該一般ガス導管事業者が計量した値をもとにします。ただし、計量器の故障等によってガスご使用量等を正しく計量できなかった場合は、お客さまとの協議によって定めます。
- (3) ガス料金の支払義務および支払期日
 支払期日は、検針日の属する月の翌月 21 日を経過した日で、当社の指定する債権譲渡先会社、またはクレジットカード会社が指定する日とします。
 お客さまがガス需給契約を解約した場合の、前回の検針日の翌日から解約日までの料金の支払い期日は、解約日以降で当社、債権譲渡先またはクレジットカード会社が指定する日とします。ただし、お客さまと当社との協議によって他の契約（電気の需給契約を含みます。）の料金と一括して請求する場合の支払期日は、一括して請求する料金のうちその月で最後に支払い義務が発生する料金の支払い義務発生日またはお客さまと当社との協議によって定めた毎月一定の日の翌日から起算して 30 日目といたします。
 なお、この場合の電気料金の支払期日は、一括して請求する料金のうちその月で最後に支払い義務が発生する料金の支払義務発生日の翌日から起算して 30 日目といたします。
- (4) ガス料金の支払方法
 ・ガス料金は、口座振替、銀行振込、コンビニ支払、クレジットカード払い、の 4 種類の方法からご選択いただきます。
 ・新たに口座振替もしくはクレジットカードでのお支払いを希望された場合、手続きが完了するまでは振込でのお支払いとなります。
 ・口座振替、銀行振込、コンビニ支払の場合は、当社が指定した回収代行会社を通じて支払っていただきます。
 ・銀行振込、コンビニ支払の場合、当社が指定した様式による当社が指定した金融機関等を通じた払い込みにより支払っていただきます。
 なお、払い込みによる支払をされる場合に要する費用はお客さまに負担していただきます。
- (5) 各種手数料
 請求書の郵送を希望する場合、110 円（税込）/ 月の手数料を申し受けます。

4. 供給ガスの熱量、圧力、燃焼性

ガス小売事業者であるミツウロコグリーンエネルギーは類別 13A のガスを供給いたしますので、13A とされているガス機器が適合いたします。

- (1) 熱量 最低熱量：44 メガジュール 標準熱量：45 メガジュール
- (2) 圧力 最高圧力：2.5 キロパスカル 最低圧力：1.0 キロパスカル
- (3) 燃焼性 供給ガスの属するガスグループ：13A
最高燃焼速度：47 最低燃焼速度：35
最高ウォッベ指数：57.8 最低ウォッベ指数：52.7

5. MV 関西からの申し出による需給契約の解約

- (1) お客様が、次のいずれかに該当する場合には、需給契約を解約することがあります。
 - ・ガス料金を支払期日を経過してなお支払われない場合
 - ・MV 関西との他の契約（既に消滅しているものを含みます。）の料金を支払期日を経過してなお支払われない場合
 - ・MV 関西が定める「ミツウロコガス需給約款」および「主契約料金表」の供給条件によって支払いを要することとなった料金以外の債務（延滞利息、その他「ミツウロコガス需給約款」から生ずる金銭債務をいいます）を支払われない場合
- (2) お客様が次のいずれかに該当し、MV 関西またはミツウロコグリーンエネルギーがその旨を警告しても改めていただけない場合には、需給契約を解約することがあります。
 - ・お客様の責めとなる理由により保安上の危険がある場合
 - ・MV 関西が定める「ミツウロコガス需給約款」および「主契約料金表」の内容に反した場合
- (3) 需給契約を解約させていただく場合には、あらかじめ解約日をお伝えいたします。
- (4) (1) (2) により、MV 関西が需給契約を解約する場合は、解約日に需給を終了させるための適当な処置（メーターガス栓の閉栓その他ガスの供給を遮断すること等をいいます）を行います。

6. 需給契約消滅後の関係

お客様は、当該一般ガス導管事業者が、需給契約の消滅後、ガスメーター等、当該一般ガス導管事業者所有の供給施設を、設置場所のお客様の承諾を得て、引き続き置かせていただくことがあることについて、承諾するものといたします。

7. 需要場所への立入りによる業務の実施

お客様は、MV 関西、ミツウロコグリーンエネルギー（委託先を含む）または当該一般ガス導管事業者が、次の業務を実施するため、お客様の土地または建物に立ち入らせていただくことがあることについて、承諾するものといたします。なお、お客様の求めに応じ、係員は、所定の証明書を提示いたします。

- (1) 開栓および閉栓のための作業
- (2) 法令にもとづく周知および調査のための業務
- (3) 需給契約の成立、変更もしくは終了等に必要業務
- (4) 当該一般ガス導管事業者が実施する託送約款等に定める業務

8. 保安に対するお客様の協力

お客様は、次の事項を承諾するものといたします。

- (1) お客様は、ガス漏れを感知したときは、ただちにメーターガス栓およびその他のガス栓を閉止して、当該一般ガス導管事業者へ通知していただきます。この場合には、当該一般ガス導管事業者は、ただちに適当な処置をとります。
- (2) ガスの供給または使用が中断された場合、MV 関西、ミツウロコグリーンエネルギーまたは当該一般ガス導管事業者がお知らせする方法により、中断解除のために、お客様にマイコンメーターの復帰操作をしていただくことがあります。供給または使用の状態が復旧しないときは、お客様は、(1) の場合に準じて当該一般ガス導管事業者へ通知していただきます。
- (3) お客様は、10（供給施設等の保安責任（3））のお知らせを受けたときは、ガス事業法令に定める技術上の基準に適合するよう改修し、または使用を中止する等所要の処置をとっていただきます。
- (4) MV 関西、ミツウロコグリーンエネルギーまたは当該一般ガス導管事業者は、保安上必要と認める場合には、お客様の構内または建物内に設置した供給施設またはガス機器について、お客様に、修理、改造、移転もしくは特別の施設の設置を求め、または使用をお断りすることがあります。
- (5) お客様が供給施設を変更し、または供給施設もしくはガスの熱量等に影響を及ぼす施設を設置する場合、MV 関西またはミツウロコグリーンエネルギーを通じて、当該一般ガス導管事業者の承諾を得ていただきます。
- (6) お客様は、当該一般ガス導管事業者が設置したガスメーター等については、検針および検査、取替等維持管理が常に容易な状態に保持していただきます。
- (7) 当該一般ガス導管事業者は、必要に応じてお客様の敷地内の供給施設の管理等について、お客様に協議を求めることがあります。

9. 供給の制限等

- (1) MV 関西、ミツウロコグリーンエネルギーまたは当該一般ガス導管事業者は、次の場合には、ガスの供給を制限、停止もしくは中止させていただくことがあります。
 - ・託送約款等に定める託送供給の制限、停止もしくは中止の事由に該当する場合（当該一般ガス導管事業者が託送約款等に定める業務を実施するための需要場所への立入り等お客様が正当な理由なく拒む場合等）
 - ・災害等その他の不可抗力が生じた場合
 - ・ガス工作物に故障が生じた場合
 - ・ガス工作物の点検、修理、取替、その他工事施工のため必要がある場合
 - ・法令の規定による場合
 - ・ガス漏れによる事故の発生のおそれがあると認めた場合
 - ・ガスの不完全燃焼による事故の発生のおそれがあると認めた場合
 - ・その他保安上必要がある場合
- (2) (1) の場合には、MV 関西、ミツウロコグリーンエネルギーまたは当該一般ガス導管事業者は、あらかじめその旨を広告その他適切な方法によってお客様にお知らせすることがあります。

10. 供給施設等の保安責任

お客さまは、供給施設等の保安責任について、次の事項を承諾するものといたします。

- (1) 内管およびガス栓等、託送約款等に定めるところによりお客さまの資産となるお客さま等が所有または占有する土地と道路との境界よりガス栓までの供給施設については、お客さまの責任において管理していただきます。
- (2) 当該一般ガス導管事業者は、ガス事業法令の定めるところにより、(1)の供給施設について、検査および緊急時の応急の措置等の保安責任を負います。なお、当該一般ガス導管事業者の責めとなる理由以外によりお客さまが損害を受けられたときは、当該一般ガス導管事業者は、賠償の責任を負いません。
- (3) 当該一般ガス導管事業者は、ガス事業法令の定めるところにより、内管およびガス栓並びに昇圧供給装置について、お客さまの承諾を得て検査します。なお、当該一般ガス導管事業者は、その検査結果を、すみやかにお知らせします。
- (4) 当該一般ガス導管事業者の責めとならない理由によりお客さまが損害を受けた時は、当該一般ガス導管事業者はその責めを負いません。

11. 周知および調査業務

- (1) ミツウロコグリーンエネルギーは、お客さまに対し、ガスの使用にともなう危険の発生を防止するため、ガス事業法令の定めるところにより、報道機関、印刷物、電子メールの送信等を通じてお客さまの閲覧に供する方法等により、必要な事項をお知らせいたします。
- (2) ミツウロコグリーンエネルギーはガス事業法令の定めるところにより、屋内に設置された不完全燃焼防止の付いていないふろがま、湯沸かし器等のガス機器について、お客さまの承諾を得て、ガス事業法令で定める技術上の基準に適合しているかどうかを調査いたします。その調査の結果、これらのガス機器がガス事業法令で定める技術上の基準に適合していない場合には、お客さまは調査の結果をミツウロコグリーンエネルギーが当該一般ガス導管事業者に通知することについて、承諾するものといたします。
- (3) ミツウロコグリーンエネルギーは、(2)の通知に係るガス機器について、ガス事業法令で定めるところにより、再び調査いたします。

12. お客さまの責任

お客さまは、次の事項を承諾するものといたします。

- (1) お客さまは、圧縮ガス等を併用する場合など、当該ガスが逆流するおそれがある場合には、当該一般ガス導管事業者の指定する場所に当該一般ガス導管事業者が認めた安全装置を設置していただきます。この場合、安全装置はお客さまの所有とし、その設置に要する費用（設計見積金額に消費税等相当額を加えたもの）とお客さまに負担していただきます。
- (2) お客さまは、昇圧供給装置を使用する場合には、託送約款等に定める条件を満たすものにガスを昇圧して供給することのみに使用していただきます。
- (3) お客さまは、ガス事業法第62条にもとづき、所有および占有するガス工作物に関して、次の事項について遵守していただきます。
 - ・お客さまは、当該一般ガス導管事業者の保安業務に協力するよう努めなければならないこと
 - ・仮に技術基準不適合により改修等の命令が経済産業大臣から発出された場合には、お客さまは、保安業務に協力しなければならないこと
 - ・改修等の命令が発出されたにもかかわらず、そのお客さまが保安業務に協力しない場合であって、そのガス工作物が公共の安全の確保上特に重要なものであるときには、経済産業大臣が当該所有者および占有者に協力するよう勧告できること

13. 供給施設等の検査

お客さまは、供給施設等の検査について、次の事項を承諾するものといたします。

- (1) お客さまは、MV 関西またはミツウロコグリーンエネルギーを通じて、当該一般ガス導管事業者にガスメーター等の計量の検査を請求することができます。この場合、検査料はお客さまの負担といたします。ただし、検査の結果、ガスメーターの誤差が計量法で定める使用公差をこえている場合には、検査料は当該一般ガス導管事業者が負担します。
- (2) お客さまは、内管、昇圧供給装置、ガス栓、お客さまのために設置されるガス遮断装置または整圧器等が法令等に定める基準に適合しているかについての検査を当該一般ガス導管事業者に請求することができます。この場合、検査の結果が法令等に定める基準に適合しているかどうかにかかわらず、検査料はお客さまの負担といたします。

14. ガス事故の報告

お客さまは、消費段階における事故が発生し、当該一般ガス導管事業者が緊急対応した場合には、当該一般ガス導管事業者が事故現場で把握した情報をミツウロコグリーンエネルギーに提供することについて、承諾するものといたします。

15. 供給方法および工事

当該一般ガス導管事業者が維持および運用する供給設備を介してお客さまがガスの供給を受ける場合の供給の方法および工事については、託送約款等に定めるところによるものといたします。

16. 工事費負担金等相当額の申受け等

ミツウロコグリーンエネルギーは、当該一般ガス導管事業者からお客さまへのガスの供給に係る工事等に係る工事費負担金、費用の実費または実費相当額の請求を受けた場合、MV 関西を通じて請求を受けた金額に相当する金額を、原則として、当該一般ガス導管事業者の工事着手前に申し受けます。

17. 信用情報の共有

MV 関西は、ガスの申込等に関する情報を共同で利用することがあります。*1

- (1) 共同利用するものの範囲
 - ・ガス小売事業者*2
 - ・一般ガス導管事業者*3
- (2) 共同利用の目的
 - ・託送供給契約の締結または解約のため
 - ・小売供給契約の廃止取次*4 および供給者切替の伴う消費機器等の保安に関する情報の提供のため
 - ・供給地点に関する情報の確認のため

- ・ガス使用量の検針、設備の保守・点検・交換、ガス漏れ等の緊急時対応その他託送供給契約に基づく一般ガス導管事業者の業務遂行のため
- ・消費機器調査の結果の通知のため*5
- ・支払期日を過ぎてなおお支払いいただけない場合

(3) 共同利用する情報項目

- ・基本情報：氏名、住所、電話番号および小売供給契約の契約番号
- ・供給地点に関する情報：供給地点特定番号、計器情報、負荷計測器有無、検針情報、供給圧力、託送契約異動情報、建物情報
- ・供給地点に関する消費機器の保安に関する情報：ガス事業法*6 第 159 条第 4 項に規定する通知に関する情報

(4) 共同利用の管理責任者

- ・基本情報：小売供給契約を締結しているガス小売事業者（ただし、最終保障供給を受けている需要者に関する基本情報については、供給地点を供給区域とする一般ガス導管事業者）
- ・供給地点に関する情報：供給地点を供給区域とする一般ガス導管事業者（一般ガス導管事業者が行う特定ガス導管事業の供給地点を含む）
- ・供給地点に関する消費機器等の保安に関する情報：小売供給契約を締結しているガス小売事業者（ただし、最終保障供給を受けている需要者に関する情報については、供給地点を供給区域とする一般ガス導管事業者）

- *1 MV 関西は、共同利用の目的のために情報項目ごとに必要な範囲の事業者を限定してお客さまの個人情報を利用するものであり、必ずしも全てのガス小売事業者および一般ガス導管事業者の間でお客さまの個人情報を共同利用するものではありません。
- *2 ガス小売事業者とは、ガス事業法*6 第 6 条第 1 項に規定する登録拒否事由に該当せず、ガス小売事業者として経済産業大臣の登録を受けた事業者（電気事業法等の一部を改正する等の法律（平成 27 年 6 月 24 日法律第 47 号）の附則により、ガス小売事業者の登録を受けたとみなされた事業者を含みます）をいいます。（事業者の名称、所在地等につきましては、日本ガス協会のホームページをご参照ください）
- *3 一般ガス導管事業者とは、ガス事業法*6 第 35 条の許可を受けた事業者（電気事業法等の一部を改正する等の法律（平成 27 年 6 月 24 日法律第 47 号）の附則により、一般ガス導管事業者の許可を受けたとみなされた事業者を含みます）をいいます。（事業者の名称、所在地等につきましては、日本ガス協会のホームページをご参照ください）
- *4 「小売供給契約の廃止取次」とは、お客さまから新たに小売供給契約の申込みを受けた事業者が、お客さまを代行して、既存事業者に対して小売供給契約の解約の申込みを行なうことをいいます。
- *5 ガス事業法第 159 条第 4 項の規定により、ガス小売事業者は、そのガス小売事業の用に供するためのガスに係る託送供給を行なう一般ガス導管事業者に対し、消費機器調査の結果を通知します。
- *6 ガス事業法とは、電気事業法等の一部を改正する等の法律（平成 27 年 6 月 24 日法律第 47 号）第 5 条による改正後のガス事業法（昭和 29 年 3 月 31 日法律第 51 号）をいいます。

18. その他

- ・上記に記載のない事項の取扱いは、MV 関西が定める「ミツウロコガス需給約款」および「主契約料金表」の供給条件によります。
- ・MV 関西は、「ミツウロコガス需給約款」および「主契約料金表」の料金プランの供給条件の内容を変更することがあります。その場合、一定期間当社のホームページに掲載することで、お知らせするものとし、関係法令等においては許容される限りにおいて、お客さまへの変更に関する書面の交付は省略するものといたします。
- ・「ミツウロコガス需給約款」および「主契約料金表」の料金プランの供給条件の内容は、MV 関西のホームページで確認することができます。
- ・MV 関西またはお客さまが需給契約内容を変更または更新する場合、原則として、書面の交付、インターネット上での開示または電子メールの送信その他当社が適当と判断した方法により行い、変更または更新後の需給契約内容のみをお知らせいたします。なお、変更とならないその他の事項については、お知らせを省略する場合があります。

19. 各種手続き、お問い合わせ

契約のお手続き、解約、その他ご不明・お困りの点、お問い合わせは、各種お手続き・お問い合わせ先までご連絡ください。なお、ガス小売事業者の変更にもとない需給契約を解約する場合は、当該一般ガス導管事業者への託送契約のお申込みが必要となるためお早めにお申込みください。

20. 上記以外のプランごとの重要事項

◆東京床暖プラン K（東京ガス供給エリア）

(1) 加入要件

家庭用ガス温水床暖房機器をご使用していること。

(2) 精 算

当該プランを適用されるお客さまが、家庭用ガス温水床暖房機器をご使用されずにガスを使用された場合、MV 関西は、条件を満たさなくなった時点までさかのぼって、東京標準プラン K(主契約料金表)にもとづき料金として算定される金額と既に申し受けた料金との差額を申し受けることがあります。

(3) その他

I. 18 に加えて、家庭用ガス温水床暖房機器を取り外される場合は、MV 関西に申し出ていただきます。

◆まる得ガス暖プラン K（東邦ガス供給エリア）

(1) 加入要件

風呂、給湯に高効率給湯器または温水機器を使用し、あわせて調理機器及び暖房機器を使用されること。

(2) 精 算

当該プランを適用されるお客さまが、高効率給湯器、温水機器、調理機器、暖房機器をご使用されずにガスを使用された場合、MV 関西は、条件を満たさなくなった時点までさかのぼって、まる得プラン K（主契約料金表）にもとづき料金として算定される金額と既に申し受けた料金との差額を申し受けることがあります。

Ⅱ. でんき・ガスセット割の供給条件における重要事項

・関西標準プラン、東京標準プラン K、東京標準プラン・ビジネス K、東京床暖プラン K、まる得プラン K、まる得プラン・ビジネス K、まる得ガス暖プラン K の適用を受け、かつ MV 関西が指定する電気のプラン（MV 関西のホームページでお知らせします。）を同一の需要場所において締結し、電気料金とガス料金を一括して請求できるお客様に適用し、請求金額から毎月 110 円（税込）を割引いたします。ただし、電気またはガスのご使用が廃止された時点でこの供給条件も終了となります。

◆ ご契約内容やお手続きに関するお問い合わせ

ミツウロコヴェッセル受付センター

電話番号：0120-504-495 受付時間：9：00～17：00

（土・日・祝・年末年始を除く）

●お客さまの個人情報は、ガス事業をはじめとするMV関西の定款記載の事業において、契約の締結・履行、アフターサービス、設備等の保守・保全、アンケートの実施、商品・サービスの改善・開発、商品・サービスに関する広告・宣伝物の送付・勧誘・販売、関係法令により必要とされている業務その他これらに付随する業務を行うために必要な範囲内で利用させていただきます。（個人情報の利用目的は、MV関西のホームページでもご案内しておりますので、そちらもあわせてご確認ください。）

●クーリング・オフに関する事項本契約が、当社、または当社の代理店等による勧誘および訪問販売による場合、お客さまはクーリング・オフの適用を受けることができます。詳細は申込書裏面記載のとおりとします。

【販売事業者】

会 社 名：株式会社ミツウロコヴェッセル関西

本社所在地：〒541-0052

大阪府大阪市中央区安土町2-3-13

電話番号：06-7177-6680 受付時間：9：00～17：00

（土・日・祝・年末年始を除く）

【ガス小売事業者】

会 社 名：ミツウロコグリーンエネルギー株式会社

本社所在地：〒103-0027

東京都中央区日本橋二丁目11番2号

ガス小売事業者登録番号：A0080

電話番号：0120-326-230 受付時間：9：00～17：00

（土・日・祝・年末年始を除く）

(別 表)

ミツウロコガス料金単価表

◆大阪ガス供給エリア

関西標準プラン

(消費税込)

ガス料金表	1ヶ月のガスご使用量	基本料金(円/月)	従量料金(円/m³)
A 表	0m³から20m³まで	736.23	169.56
B 表	20m³をこえ50m³まで	1,323.86	140.18
C 表	50m³をこえ100m³まで	1,586.66	134.92
D 表	100m³をこえ200m³まで	2,012.47	130.66
E 表	200m³をこえ350m³まで	3,401.54	123.72
F 表	350m³をこえ500m³まで	3,719.67	122.82
G 表	500m³をこえ1000m³まで	6,772.48	116.71
H 表	1000m³をこえる場合	7,088.63	116.40

◆東邦ガス供給エリア

(1) まる得プランK

(消費税込)

ガス料金表	1ヶ月のガスご使用量	基本料金(円/月)	従量料金(円/m³)
A 表	0m³から20m³まで	736.23	204.20
B 表	20m³をこえ50m³まで	1,541.21	163.95
C 表	50m³をこえ100m³まで	1,778.33	159.21
D 表	100m³をこえ250m³まで	2,015.43	156.84
E 表	250m³をこえ500m³まで	2,568.69	154.62
F 表	500m³をこえる場合	6,895.97	145.97

(2) まる得プラン・ビジネスK

(消費税込)

ガス料金表	1ヶ月のガスご使用量	基本料金(円/月)	従量料金(円/m³)
A 表	0m³から20m³まで	736.23	204.20
B 表	20m³をこえ50m³まで	1,541.21	163.95
C 表	50m³をこえ100m³まで	1,778.33	159.21
D 表	100m³をこえ250m³まで	2,015.43	156.84
E 表	250m³をこえ500m³まで	2,568.69	154.62
F 表	500m³をこえる場合	6,895.97	145.97

(3) まる得ガス暖プランK

(消費税込)

ガス料金表	1ヶ月のガスご使用量	基本料金(円/月)	従量料金(円/m³)
暖房期	A 表	0m³から20m³まで	938.96
	B 表	20m³をこえ50m³まで	1,200.37
	C 表	50m³をこえ70m³まで	1,200.37
	D 表	70m³をこえる場合	2,902.24
暖房期を除く期間	A 表	0m³から20m³まで	736.23
	B 表	20m³をこえ50m³まで	1,511.58
	C 表	50m³をこえ70m³まで	1,738.81
	D 表	70m³をこえ100m³まで	1,738.81
	E 表	100m³をこえ250m³まで	1,956.16
	F 表	250m³をこえ500m³まで	2,499.54
	G 表	500m³をこえる場合	6,698.38

* 料金算定期間の終期が5月1日から11月30日に属する場合は「暖房期を除く期間」の料金表を、12月1日から翌年の4月30日に属する場合は「暖房期」の料金表を、それぞれ適用いたします。

◆東京ガス供給エリア

(1) 東京標準プランK (消費税込)

ガス料金表	1ヶ月のガスご使用量	基本料金(円/月)	従量料金(円/m³)
A 表	0m³から20m³まで	734.71	140.66
B 表	20m³をこえ80m³まで	1,022.20	126.28
C 表	80m³をこえ200m³まで	1,192.57	124.15
D 表	200m³をこえ500m³まで	1,831.45	120.96
E 表	500m³をこえ800m³まで	6,090.65	112.44
F 表	800m³をこえる場合	12,053.53	104.98

(2) 東京床暖プランK (消費税込)

ガス料金表		1ヶ月のガスご使用量	基本料金(円/月)	従量料金(円/m³)
冬 期	A 表	0m³から20m³まで	759.00	145.10
	B 表	20m³をこえ80m³まで	1,265.00	119.80
	C 表	80m³をこえ200m³まで	2,145.00	108.80
その他期	A 表	0m³から20m³まで	759.00	145.10
	B 表	20m³をこえ80m³まで	1,056.00	130.25
	C 表	80m³をこえ200m³まで	1,232.00	128.05
	D 表	200m³をこえ500m³まで	1,892.00	124.75
	E 表	500m³をこえ800m³まで	6,292.00	115.95
	F 表	800m³をこえる場合	12,452.00	108.25

* 料金算定期間の終期が5月1日から11月30日に属する場合は「その他期」の料金表を、12月1日から翌年の4月30日に属する場合は「冬期」の料金表を、それぞれ適用いたします。

■ 割引種別の各適用条件および割引率 (東京床暖プランKに適用)

割引種別	適 用 条 件	割 引 率
エコ給割	床暖房と高効率給湯器をご使用の場合	3%
浴暖割	床暖房と浴室乾燥暖房機をご使用の場合	3%
ダブル割	床暖房と高効率給湯器と浴室乾燥暖房機をご使用の場合	6%

* 割引種別は、各適用条件を満たし、お客さまからのお申し込みにもとづき適用いたします。